

令和7年7月2日

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 件名 | 庁舎等給水設備清掃等業務(オープンカウンター方式による) |
| 2 業務場所 | 行田市大字須加字船川4369 利根導水総合管理所外2ヶ所 |
| 3 業務期間 | 契約締結の翌日から 50日間 |
| 4 内容等 | 別途交付する仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防設備を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録されている者であり、かつ、本店、支店又は営業所が埼玉県に所在し、埼玉県の「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録者名簿」で建築物飲料水貯水槽清掃業で登録されている者で別添仕様書のとおり業務の実施が可能なる者であること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載) |
| 3) 見積書提出期限 | 令和7年7月14日 10:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonede@water.go.jp |
| 5) 担当者 | 総務課 契約担当 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和7年7月8日 10:00 まで |
| 7) 見積日時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 |
| 8) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年7月15日10:00までとします。 |
| 9) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。 |
| 5 その他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に課税対象外の金額を加えた金額とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払</u> となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 | |

庁舎等給水設備清掃等業務 仕様書

1 業務概要

本業務は、水道法及びビル管理法に基づき、3カ所の給水設備の点検、清掃消毒及び水質検査を行うとともに利根導水総合管理所の給水ポンプの点検整備を行い、業務の報告書の提出を行うものである。

2 業務場所

	設置場所	住 所	区 分	水槽容積	備 考
1	利根導水総合管理所	行田市大字須加字船川4369	受水槽	12m ³	有効容積は9.0m ³
2	咲珠寮	行田市長野2-14-10	受水槽	4m ³	
3	鴻巣宿舎	鴻巣市人形2-2-37	受水槽 高架水槽	8m ³ 1.5m ³	

3 業務内容

- (1) 給水設備の点検
- (2) 給水設備の清掃消毒
- (3) 各水槽の残留塩素の測定
- (4) 各水槽の水の水質検査機関による水質検査 (11 項目)
※11 項目の内容：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
- (5) 業務完了報告及び水質検査結果報告
- (6) 利根導水総合管理所本館1階の屋外水道栓から採取した水が飲用に適するかの水質検査（11項目）と結果報告。
- (7) 業務実施については、以下のとおりとし、実施日については、発注者と受注者が協議のうえ決めることとする。
 - 1) 設置場所1については、土曜、日曜及び祝日のうち、1日とする。
 - 2) 設置場所2及び3については、土曜、日曜及び祝日を除く日のうち、1日とする。

4 業務期間

契約締結日の翌日から50日間。

5 関係法令等の遵守

受注者は、水道法その他関係法令を遵守のうえ、業務を履行するものとする。

6 報告書等について

受注者は、点検清掃消毒作業結果の報告書及び作業前、作業後等の記録写真を撮影し提出するものとする。

7. 契約変更

上記3.に記載した業務を行う中で、修理等を要するものが確認できた場合は、受注者は発注者に報告し、発注者と協議を行った上でこの契約を変更するものとする。

8. その他

- (1) 業務実施において、構築物、機械装置または付属設備に受注者の重大な過失により損害を与えた場合は、受注者の負担にて賠償すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。